

### 第3回 静岡市市民活動促進協議会 議事録

と き 平成20年10月8日(水) 13:00~15:00

ところ 静岡市役所 170 会議室

出席者 委員： 日詰会長、木村副会長、石野委員、磯谷委員、大島委員、川島委員、  
駒形委員、佐野委員、東山委員、八木委員

事務局： 小野田課長、渡邊副主幹、宮城島主査(市民生活課)

#### 議 事

##### 1. あいさつ

##### 2. 議題

###### (1) 協働パイロット事業について

協議の前に事務局から資料の説明と、当事業を行う上で、市の担当者が気がついた点を説明しました。

磯谷委員：審査委員として審査をされていて思ったことは、アイデアはいいのだけれど、なぜ、協働するのかということを理解していないように思われる団体が多いということです。だから、行政に求めることは、お金と広報の協力だけになってしまいます。そうなってしまう原因として、自分たちの事業が行政のどの課とどのように関係するのかわからないということもあるでしょう。理解を深めるために、事例紹介などの講座と募集説明会を合わせたようなことを行う必要があるのではないのでしょうか。

木村副会長：事業の進行管理が大変という説明でしたが、実際には、どのようにしていますか。

事務局：初めからすべてを各分野の所管課にお任せするとうまくいかないのでは、ある程度、軌道にのるまでところまでは、所管課ではなく市民生活課が調整を行っています。所管課や第三者の都合もありますので、採用したからといって、提案どおりのスケジュールでできるということはほとんどありません。そこで調整が必要になりますが、特に専従スタッフのいない団体では対外交渉が上手くいかず行き詰ってしまうところが見られます。

佐野委員：参加団体アンケートを読むと、協働を理解していないと思う。協働を認識もらうようなことが必要だと思います。

日詰会長：説明会は、どうしていますか。

事務局：昨年度までは説明会を開いていましたが、参加者がほとんどないので今年はやめました。

川島委員：協働パイロット事業は、書類作りが大変だと思います。苦労して書類をつくり、プレゼンの準備をしても、落とされるとがっかりしてしまいます。また、既存の事業ではなく新しい事業を提案しようとする、新しい事業だから経験がないということになってしまいます。既存の事業を、いかに繋いでいくかということが重要ではないのでしょうか。あと、委託

事業の場合、人件費を含めた事業費ですから、一事業当たりの金額が50万円が25万円に減ったことで、人件費が不足するということもあるでしょう。

日詰委員：小さい団体にとって、50万円では金額が大きすぎるという意見があったため、金額を下げたのだと思います。

木村副会長：すべての団体を対象とするのが難しければ、応募のあった団体に対して、協働について丁寧に説明する必要があるのではないのでしょうか。行動マニュアルやチェックリストをつくって、何をすればいいかわからないということがないようにすればよいと思います。

佐野委員：私の経験では、提案どおりのスケジュールなら問題がなくても、第3者が絡んでくると途端に動けなくなってしまうことが多いように思います。それを調整して解決できないところが問題です。

東山委員：市も、各分野の担当者を含めた全体が、協働パイロット事業を十分に理解していないし、乗りきっていないということも原因としてあるでしょう。他方で、団体側も始めたものが途中で雲散霧消させてしまうところが理解できない。

事務局：委託契約では、事業で何をするのかということを記載した仕様書を契約書に添付することになりますが、提案どおりになることはほとんどありませんので、採用団体と市民生活課、所管課で話し合って決めます。しかし、なかなかまとまらなくて、とても苦労します。

八木委員：仕様書づくりが、そんなに大変なのですか。

事務局：終了後に仕様書の内容が実施されたがどうかを確認して委託料をお支払しますので、多少の誤差はあるとしても、仕様書と現実が大きく異なることのないように実現可能性のある仕様書づくりをしなければなりません。当初の提案から変更が必要になったとき、どうすれば実現できるかという前向きな検討をしていただければよいのですが、柔軟に考えられなかったり、団体内部で調整に手間取ったりすることが多いため、なかなか決まらず、返答もなくなってしまって困ってしまうこともあります。

木村副会長：審査委員を務めさせていただいたが、そこまでは見抜けませんでした。面接で、提案者が「大丈夫」と言えば信じるしかありません。そうならないためには、審査の前に提案内容を詰めていただいた上で審査するということになるでしょう。

事務局：そうすると、採用する前に採用か否かわからない段階で、応募のあった提案すべてについて、市民生活課と所管課を交えて仕様書づくりをしなければならなくなります。お互いに負担が大きすぎますし、採用の見込みの少ないものに手間暇をかける無駄もあるでしょう。

大島委員：今までの議論をお聞きしていて、市民の理解と、ここにいる委員や市の理解が、日本語として共有されていないように思います。スモールステップで丁寧に説明しないと市民は理解できないでしょう。また、市が何をしたいのかが伝わってこないところも問題だと思います。課題をはっきりして、関係するような団体に厚くアプローチすれば、提案しやすいのではないのでしょうか。

事務局：市としては、自由に提案できるように自由部門のほかに、市が課題を設定する課題部門

を設けています。過去の事例では、課題部門への応募は毎回2件程度です。また、パイロット事業ではありませんが、環境分野でパイロット事業と似たような条件で公募したときには、環境団体に働きかけしましたが2件しか応募がありませんでした。このような状況では、競争になりません。

日詰会長：準備期間が短いこともネックになっていると思います。富士市は、初年度は補助金で事業を実施し、協働としてふさわしい事業については次年度に委託で実施するという方法で、1年かけて事業を準備しています。そういうやり方はいかがでしょうか。

事務局：2年にまたがって実施する場合、クリアしなければならない点が2点あります。一つ目は、行政の年度予算主義の枠組みをどのように越えるかということです。予算が確保できるかどうかかわからないけど候補として採用しますということが、可能かどうか、理解できるかどうか。二つ目は、市民活動団体は勢いで動くので、翌年にならないとできないようなことに魅力を感じるかということです。

木村副会長：いずれにしても、育てるという視点が必要です。単年度で募集して実施するという条件では、十分に準備をすることができませんので既存の事業を充てていくしかありません。もっとプロセスを重視すべきだと思います。

事務局：育成という視点をもっと重視すべきだと思っています。今までのやり方は、団体の実力に比べてハードルが高いのかもしれませんが。そういう意味で、委託ではなく、補助金という選択肢もあると思うのですがいかがでしょうか。

日詰会長：補助金という形での支援は、時代にそぐわないのではないのでしょうか。支援ではなく委託という形で事業を実現していくという方法は、市民側に求められるレベルが高くなってしまい苦労するかもしれませんが、市の見識として評価してよいと思います。高いハードルを乗り越えることによって、鍛えられるということもあるでしょう。富士市は、補助金という形をとっていますが、委託へのステップアップの第一歩という位置づけになっています。

磯谷委員：日詰会長に同感です。「専従職員一人以上の団体を増やす」という市の目標を考えると、事務管理費の出ない補助金は合わないと思います。大変ではあっても、事務管理費の確保できる委託がいいでしょう。委託事業として責任を持って事業を実施していけるのは団体にとっても魅力があります。わかりやすいマニュアルづくりや事例紹介などで少しずつ積み重ねて進めていくのがよいと思います。

事務局：裾野を広げるという観点で、補助金への変更もよいと思ったのですが、今のようなご意見をお聞きすると今の委託というやり方で続けるということに納得できました。

東山委員：パイロットという以上、次に繋げることが重要だと思いますが、過去の事例はどうだったのでしょうか。

事務局：平成17年度の『タバコ喫煙の低年齢化を防止するための「小中学生向け喫煙防止講演活動」』は継続しています。平成16年度の『竹害に悩む放置竹林対策』については、継続ではありませんが、放置竹林対策にNPOが絡んでいくという意味では、続いています。

佐野委員：募集要項に「一団体当たりの応募件数は制限しないので何件でも応募できます」と記載されていますが、質的な充実を図るために限定する方がよいのではないのでしょうか。

日詰会長：富士市では、10件以上提案してくる団体もあります。思いついたら提案するという感じですね。なかなか採用されないのが実情です。

事務局：提案者が考えるべきことなので、限定しなくてもよいと考えています。

木村委員：実行性を厳正に審査することを考えると、応募団体の実績やプロフィールを厚く書いてもらうようにする必要があります。特に、どのような人が携わるのかも重要なので、役員などのプロフィールをしっかりと書いてもらうようにできませんか。

大島委員：「誰」を選ぶかではなく、「事業」を選ぶのが本来だと思います。役員の職業や所属は関係ないのではないのでしょうか。

川島委員：NPO法人は、運営をしっかりとやるという志の下で活動していると思うので、事業報告書等でわかる範囲でよいと思います。

木村委員：金融業界では、事業内容もさることながら、主体となる人物もしっかり見極めていくのが正道となっています。額はささいとはいえ公的資金を投入するのですから、融資の審査に準ずる姿勢は不可決だと思います。これは、個人が自己資金を融通するものではありませんから、もっと責任ある審査姿勢をもちたいものです。

大島委員：それでは、無職の人はダメということになってしまうのでしょうか。

木村委員：ぼくが問題にしたいのは、表層的な職業などのことではありません。誠実に契約事項を遂行できる人間性や資質のことです。

磯谷委員：問題のある団体もありますが、多くの団体は、四苦八苦しながらがんばって活動しています。団体のプロフィールではなく提案書の実施体制の項目の中で、事業に関わるスタッフについて、社会的な肩書きではなく事業と直接関係のある資格や経験などを書いてアピールしていただくようにすればよいと思います。

駒形委員：最後に一言、お聞きしたいのですが、団体が既に行っている事業が対象外ということになると提案しづらいと思います。

木村委員：いいものであれば、既存の事業でもよいのではないのでしょうか。

事務局：今年度の募集要項では、既存事業を対象外としていません。ただし、すでに実施していることを、なぜ、協働事業にしなければならないのかという考え方もありますので、先駆性といった視点では不利になります。その不利を越えるだけの説得力があればよいと思います。

## (2) 市民活動センター条例の改正について

事務局より、施設の概要と設置条例の主な改正点について説明した。

磯谷委員：駐車場ですが、事務ブース等に入居する団体が専用してしまうと、センターに来ていただいた方の駐車スペースがなくなってしまう可能性があると思いますが、入居団体が借りることができる有料駐車場は、近くにあるのでしょうか。また、使用料ですが、清水市民活

動センターの会議室との整合をとってください。

木村副会長：この場所に決まった経緯を教えてください。

日詰会長：市民活動センターの設置場所について、青葉小学校跡か一番町小学校跡の利用について希望を出していたところ、青葉小学校跡には希望する事業課が多く、市民活動センターという施設は当時広く認識されていなかったため、選考からもれてしまいました。次に手を挙げていた一番町小学校跡に決まったと以前の協議会において説明を聞いています。